

令和 7 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 6 月 5 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 8〕

<b>① 件 名</b>	
石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業の実施について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>  アスベストは不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れていることから、広く利活用され、その大半が建築物に使用されてきたが、アスベストを吸入することにより中皮腫や石綿関連肺がんなどの健康障害を生じる恐れが明らかになり、平成 1 8 年 2 月に改正された建築基準法により建築物へのアスベストの使用が禁止された。</p> <p>また、令和 2 年 6 月に公布された「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、建築物所有者が、建築物の除却等を行う際のアスベストの有無及び含有量を事前分析調査することや実施する事前分析調査は有資格者が行うこと等が義務化された。</p> <p>本市においては、令和 5 年に建築物の調査や除却に伴う建築物所有者の費用負担軽減のための補助制度創設について要望書が提出され、要望書の提出を受け、国の通知に基づき作成した優先的に実態把握すべき建築物のリストである「アスベスト調査台帳」に掲載された建築物の所有者等へのアンケートを実施し、アスベスト使用に係る実態調査を行ってきた。</p>	
<p><b>【目的】</b>  アスベスト使用に係る実態調査を踏まえ、アスベストを含有している恐れがある建築物の所有者が実施する事前分析調査や除却等の事業に要する費用を補助する石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業を実施するもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>  建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）  大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）  労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）  労働安全衛生法施行令（昭和 4 7 年政令第 3 1 8 号）</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性 無】</b>  第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち  第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実  2 生活環境を保全する</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 1 8 年 2 月	建築基準法の一部改正（平成 1 8 年 1 0 月 1 日施行）により、建築物へのアスベストの使用を禁止
平成 2 9 年 6 月	優先的に実態把握すべき建築物の「アスベスト調査台帳」への掲載に関する国土交通省住宅局建築指導課からの通知（平成 2 9 年 6 月 2 2 日）
令和 2 年 6 月	大気汚染防止法の一部改正（段階的に施行） ・事前の分析調査方法の法定化、作業記録の作成及び保存の義務化（令和 3 年 4 月 1 日施行） ・事前の分析調査結果の都道府県等への報告の義務化（令和 4 年 4 月 1 日施行） ・事前の分析調査の実施について有資格者に義務化（令和 5 年 1 0 月 1 日施行）
令和 5 年 1 0 月	民間団体からアスベスト分析調査費用及び除却費用の補助制度創設要望書の提出
令和 6 年 7 月	「アスベスト調査台帳」に掲載された建築物の所有者等へのアンケートを実施
9 月	アンケート調査結果により対象建築物の数を把握
1 0 月	総合計画実施計画裁定
令和 7 年 5 月	令和 7 年度補正予算裁定

<b>⑤ 主な内容</b>					
建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除却等の事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。					
1 対象建築物 本市の区域内の建築物で、昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、「アスベスト調査台帳」に掲載された不特定多数の者が利用する物販店舗、集会場等の施設で建築物全体の延べ面積300㎡以上の非木造建築物					
2 補助内容					
	分析調査事業		除却等事業		
補助対象となる事業等	吹付建材のうち、アスベストを含有している恐れがある対象建築物に係るアスベスト含有の有無についての定性分析調査及び含有量についての定量分析調査		① 対象建築物に吹き付けられたアスベストの除却、封じ込め若しくは囲い込み ② アスベストが施工されている対象建築物の除却		
補助対象経費	分析調査事業に要する経費		アスベストの除却等に要する費用相当分		
補助金額	対象経費の10分の10（上限250,000円）		対象経費の3分の2以内（上限1,200,000円）		
交付対象者	補助対象建築物の所有者等であって、該当建築物及び同一敷地内にある他の建築物について、同様の補助金の交付を受けたことがないもの				
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>					
【影響・効果】 アスベストの除却促進や飛散抑制につながり、市民の健康被害の防止及び環境保全が図られる。					
【市財政への負担】分析調査事業1件、除却等事業1件					
		件数	国費	市費	補助額（合計）
事業種別	分析調査事業	1件	250千円	0千円	250千円
	除却等事業	1件	600千円	600千円	1,200千円
	合計	2件	850千円	600千円	1,450千円
(財源) 国費：社会資本整備総合交付金 ・分析調査事業：調査に要する費用の10/10又は25万円（限度額）のいずれか低い額 ・除却等事業：除却等に要する費用の1/3又は市が補助する額の1/2のいずれか低い額					
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>					
助成を実施している県内自治体 ・分析調査事業及び除却等事業いずれも助成を実施：仙台市、大崎市 ・分析調査事業のみ助成を実施：名取市、角田市、蔵王町、村田町					
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>					
令和7年6月 ・石巻市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案 ・石巻市民間建築物吹付アスベスト除却等助成事業補助金交付要綱の制定（令和7年7月1日施行）					
<b>⑨ その他</b>					
「アスベスト調査台帳」に掲載された建築物の所有者等へのアスベストに係るアンケート調査結果（調査対象件数：83件）  【回答内訳】アスベスト使用あり：5件、アスベスト使用なし：50件、無回答・不明：28件					